

## 志賀原発株主差止め訴訟原告団結成・提訴声明

本日、私達は「志賀原発株主差止め訴訟原告団」（富山訴訟）を結成し、北陸電力の代表取締役5名に対して、志賀原発1、2号機の運転差止め等を請求する訴訟の提起を決定して、「北陸電力に原発運転の資格なし」「原発いらない、いのちが大事」という私達の思いを込めた訴状を、たった今、富山地方裁判所に提出しました。

北陸電力の志賀原発については、1967年の計画発表当時から、建設予定地の福浦地区や赤任地区での強い反対運動があり、市民運動や労働運動も一体になった反対運動が続きました。1988年12月に志賀1号機着工の日に、建設差止め訴訟が金沢地裁に提訴され、2006年3月に金沢地裁で志賀2号機運転差止め判決もありましたが、2010年秋に、最高裁で原告敗訴判決が確定しました。その半年後に発生した福島原発事故は、原発震災で取り返しのつかない放射能汚染と被害が発生することを、私達に示しました。

しかし北陸電力は、志賀原発の再稼働の姿勢を崩さず、2012年に金沢地裁に志賀廃炉訴訟（金沢訴訟）が提訴されても、裁判の引き延ばしを図り、7年間を経ても審理が停滞したままです。一方、原子力規制委員会の有識者会合が「志賀原発直下の断層が活動性を否定できない」という評価書を全会一致で決定し、提出されました。志賀原発の立地そのものが不適当だったのです。加えて、1999年の臨界事故と8年に及ぶ事故隠しを忘れたかのように、停止中の志賀原発での雨水流入事故と情報公開の遅れなどもあり、いまだに不都合な事実から目をそらして、かたくなに原発最優先にこだわる北陸電力の姿勢は、富山・石川県民の信頼を失っています。

私達や多くの株主は、北陸電力の1990年の株主総会から毎回、株主総会に出席して、経営陣に直接、志賀原発の様々な問題を指摘して、志賀原発廃炉を求めてきました。しかし、代表取締役らは株主への説明も不十分なまま、原発推進を続けています。昨年の株主総会においては、質問した株主を馬鹿にして茶化すような答弁を代表取締役が繰り返すなど、株主軽視も甚だしい態度に終始しました。

そこで私達は、50年以上に及ぶ志賀原発反対運動に関わった多くの人たちの思いを受け継ぎ、新たに会社法360条の株主差止め請求権により、株主による志賀原発差止め訴訟を提訴しました。これは、株主としての社会的使命でもあります。

一日でも早く、志賀原発運転差止め判決を勝ち取るため、金沢訴訟とも連携して、原告団・弁護士団・サポーターなどが力を合わせて取り組むことを、ここに宣言します。

2019年6月18日

志賀原発株主差止め訴訟原告団 一同